

平成 24 年 6 月 28 日

独立行政法人 日本学術振興会
理事長 安西 祐一郎 殿

独立行政法人 日本学術振興会

監事 會田 勝美
監事 京藤 倫久

平成 23 年度監事監査結果報告

独立行政法人 日本学術振興会（以下「振興会」という。）の平成 23 年度における業務執行状況及び会計・経理の執行状況等について、独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

I 一般項目についての総括的監査意見

1. 業務執行状況について

役員会、評議員会、学術顧問会議、各種委員会、学術システム研究センター運営委員会、主任研究員会議、専門調査班会議、各種審査会等に出席し、振興会全体の運営及び各事業部の業務の執行状況を拝見した結果、振興会の設置目的及び法令等の定めに従って、運営及び業務は全体として適切に執行されているものと認められる。また、人件費の制約がある中で、業務の合理化と効率的な運営を進めることにより増大する業務に対処しており、その努力は高く評価される。

しかし、現状の職員数で更なる合理化と効率的な運営を目指すにあたっては、業務に支障をきたさないように、全体の業務量を踏まえた適正な人員配置と個々の職員の処理能力の向上等のための体制作りが急務である。この点に関しては、現在、関係者により業務の見直し等が行われているので、その成果に期待したい。

2. 内部統制について

月 2 回開催される役員会及び毎週月曜日に開催される月曜会(スケジュール打ち合わせ会)に課長以上の幹部職員を全員陪席させており、これにより運営方針や事業運営をはじめとした内部統制に関わる内容が組織内全職員に周知されている。また、監事も役員会及び月曜会に毎回出席し、理事長のマネジメントに対し意見を述べることを通して、理事長と

の円滑なコミュニケーションを図ることができており、内部統制は十分機能しているものと思料される。

さらに次期中期計画の策定へ向け、外部有識者による「振興会の将来ビジョン検討会」が設置されたことは高く評価される。今後、本検討会の議論により纏められる提言を、次期中期計画の策定等に活用されることが望まれる。

3. 会計・経理の執行状況について

会計・経理の執行状況については、法令及び独立行政法人会計基準の定めに従って適切に処理されており、法人単位、一般勘定、特別勘定の財務諸表及び決算報告書は、帳簿及び証憑書類の記載金額と一致し、収支状況を正しく示しているものと認められる。

また、財務諸表等については、法定監査人による監査の結果、いずれの項目についても適正に処理されている旨の報告を受けている。

4. 実物資産の調査について

昨年度の監事監査結果の報告を踏まえ、定期的な現物実査に取り組まれていることを確認した。また実査の結果、資産管理台帳に基づき良好に管理されていた。今後も良好な資産管理状況を把握するため、毎年度定期的に現物実査を行うとともに、資産管理を取り纏める部署において、資産の管理状況を理事長へ報告する体制を整えることが望まれる。

5. 給与水準について

給与水準については平成 15 年度より毎年度引き下げの努力が続けられており、平成 23 年度には対国家公務員指数は 114.8 に引き下げられた。なおこの値は、地域・学歴勘案すると 99.8 となる。また、平成 17 年度を基準とすると、平成 23 年度の削減率は△10.6%であり、人勸補正後の削減率は△7.17%となり、6 年間で 6%以上の削減が達成されたことは高く評価される。

上記のように、振興会職員の給与は適正な水準に見直されており、総人件費改革に取り組みが着実に進められていると思料される。

6. 自己点検及び自己評価について

中期計画や年度計画の実施状況については、毎年度、自己点検・評価を実施し、外部評価委員会の評価を受けて次年度以降の業務の改善に生かす体制をとっている。

平成 23 年度は、振興会が果たすべき役割や具体的な事業等、全 20 項目について詳細に自己点検評価を行っている。これらの評価結果は高い水準（全 20 項目に対して、S 評価は 10 項目）にあり、それぞれの項目に対する自己評価結果は、監事の評価とほぼ合致しており、適正な自己評価であると認める。

II 重点監査項目について

1. 海外研究連絡センターについて

平成 23 年度秋には、総務部及び国際事業部の担当者によりワシントン、サンフランシスコ、ロンドン及びストラスブールの各海外研究連絡センターにおいて、会計監査を中心に実地監査が行われたことは評価できる。監査の結果、各センターの会計処理等は問題なく行われていたが、事務手続きの更なる効率化・円滑化のため、各国の実情に配慮した会計手続きについてマニュアルも含めて更に整備することや、国際協力員等に対する渡航前の事務処理に関する研修を含めた支援体制を充実させることが望まれる。

また、今後は定期的に海外研究連絡センターの実地監査を実施することが望まれる。

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」を踏まえ、平成 23 年度中に、北京海外研究連絡センターについては大学等との共同利用を推進し、8 機関に拡大するとともに、バンコク海外研究連絡センターについては独立行政法人日本学生支援機構タイ事務所との共用化を図ったことは評価される。

各海外研究連絡センターについては、振興会の重要な業務の一端を担っていることから、今後、「振興会の将来ビジョン検討会」の提言等も踏まえた、組織、機能の拡充や見直しについての検討を始めることが望まれる。

2. 振興会業務の効率化について

振興会の業務に対する効率化の指標のひとつとして、平成 23 年度分の科研費助成事業の交付において担当職員 28 人が、約 4 カ月の間で 13 万 3 千件の科研費応募課題について適切かつ確実に審査等事務を実施し、6 万 9 千件の採択課題の決定に係る事務を実施していることがあげられる。このことは、効率的な運営がかなり徹底されていることを示していると思料される。

今後更なる業務の合理化と効率化を目指すにあたっては、前述のとおり全体の業務量を踏まえた適正な人員配置等のほか、特定の業務に関しては、より高いスキルの派遣労働者を確保・活用するなど職員の負担軽減についても取り組むことが望まれる。

III 今後、検討を希望する事項

1. 科研費制度についての研究者への意見調査について

科研費の審査員選考や審査結果の検証については学術システム研究センターの研究者により鋭意行われており、その公正・公平性については、研究者の信頼が厚いと思われる。

また、不採択者への審査結果のフィードバックの在り方についても検討が進められており、このような取り組みは評価できる。

今後、科研費制度の見直し、評価の実施にあたっては、研究者の意見を幅広く聴取され、参考とされたい。

2. 振興会の認知度向上に向けての広報活動について

振興会の行っている科研費助成事業、国際事業、研究者養成事業等は、大学等の研究機関の研究者や大学院生にはその存在が周知されている。今後は、研究論文の謝辞欄に科学研究費助成金の助成を受けた旨の表示義務の徹底を図るなど、研究成果に対する貢献について国民一般に知らしめることが必要であると思料される。

また、振興会では小中高生向けに科学研究費助成事業による研究成果を易しく紹介する「ひらめき☆ときめきサイエンス事業」を行っているところであり、今後もとくに初等中等教育段階での周知を更に図れるよう、広報活動を展開することが望まれる。

なお広報活動については、専門家の意見も聞いた上で検討されたい。

3. 情報セキュリティの確保

情報管理のセキュリティの向上をはかることは、振興会のように個人情報を多数取り扱う組織では非常に重要なことである。平成23年度には情報管理体制の強化のため情報化統括責任者補佐官を外部専門家に依頼し、その知識を活用するとともに、振興会情報セキュリティポリシーを改定し、情報取扱手順を定め振興会の情報管理のセキュリティの向上を図ったことは評価出来る。

引き続き、確実な情報セキュリティ維持のため、海外研究連絡センターも含め振興会全体として、情報管理体制のほか情報を保存しているサーバー類の安全を確保するよう取り組まれない。

4. 会議等におけるペーパーレス化の推進

振興会の会議等において配布される資料や日常業務で使用する資料について、紙媒体の使用量の見直しが必要と思われる。更なる業務の効率化や経費削減の観点からも、会議等でのペーパーレス化の推進を図るための具体策について検討を始めるとともに、日常作成される伝票類、添付する資料等については具体的な目標を立てるなどして見直しを実施していただきたい。

IV 監事監査結果報告への対応について

監事監査結果報告については、可能なものから順次対応頂いているところであるが、報告の内容によっては短期間での対応ができない事項も含まれている。今後は年1回を目途に、各部より監事に対して監査結果報告に対する業務運営の改善状況について報告を頂くようお願いしたい。